

〔論 文〕

フランス連結会計基準の国際的調和 (18)

大 下 勇 二

1. はじめに
2. 国際的調和化に対するフランス会計制度のスタンス
3. フランス連結会計基準
 - (1) 連結範囲の決定基準
 - (2) 作成免除 (連結免除)
 - (3) 連結禁止・連結放棄
(以上第35巻第4号)
 - (4) 連結範囲に関する事例
 - (5) 1998年12月のプラン・コンタブル連結会計規定の改正
 - (6) 連結会計の基本原則
(以上第36巻第2号)
 - (7) 個別計算書類の再処理
 - (8) 個別計算書類の義務的再処理
 - ① 同質性の再処理
 - ② 税法の適用だけのために行なわれた会計処理の影響の除去を目的とする再処理
(以上第36巻第3号)
 - ③ 繰延税金の会計処理から生ずる再処理
(以上第37巻2号, 第3号, 第4号)
 - (9) 個別計算書類の選択的再処理
 - ① 商法典およびプラン・コンタブル (PCG) により認められたオプション
(以上第38巻第1号)
 - ② D248-8条オプション
(以上第39巻第2号)
 - ③ 6条オプション
(以上第39巻第3号)
 - (10) 外貨換算会計
(以上第39巻第4号, 第40巻第1号)
 - (11) リース会計
(以上第40巻第4号)
 - (12) 連結計算書類の作成基準
 - ① 資本連結
 - 1) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書における資本連結の特徴
 - 2) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の適用例
(以上第43巻第1号)
 - 3) 1968年国家会計審議会 (CNC) 勧告書の資本連結の問題点
 - 4) 1978年国家会計審議会 (CNC) 報告書案および1982年プラン・コンタブル・ジェネラルの連結会計規定
(以上第44巻第3号)
 - 5) 1970・80年代におけるフランス多国籍企業グループの資本連結処理
(以上第45巻第1号)
 - 6) 第一回連結差額の処理と無形資産の計上問題
(以上第45巻第2号)
 - 7) 1990年代におけるフランス多国籍企業グループの無形資産計上
 - a. 第一回連結差額の処理と無形資産計上の実態
 - b. 第一回連結差額の処理と無形資産計上の特徴
(以上第45巻第4号)
 - 8) 1999年新連結会計規則における資本連結
 - a. 1999年新連結会計規則における資本連結の特徴
 - b. 資本連結における効用価値の決定および期末評価の特徴
(以上本号)

8) 1999年新連結会計規則における資本連結

a. 年新連結会計規則における資本連結の特徴

1990年代における研究・審議を経て、国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité; CNC) は、1998年12月、連結計算書類に関する意見書第98-10号を公表した⁽¹⁾。当該意見書は、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (Plan Comptable Général; PCG) における連結会計規定 (1986年導入) の改訂に係るものである。

1998年12月17日付国家会計審議会 (CNC) 意見書第98-10号は、部分的変更を加えて1999年に会計規制委員会 (Comité de la Réglementation Comptable;

CRC) 「商事会社および公企業の連結計算書類に関する1999年4月29日付規則第99-02号」⁽²⁾として採択された。

当該規則は「会計規制委員会第99-02号の承認に係る1999年6月22日付省令」⁽³⁾ (以下「1999年連結会計規則」と呼ぶ) により承認され、強制力のある新連結会計規則として正式に公表された。これにより、1982年プラン・コンタブル・ジェネラル (PCG) における1986年連結会計規定およびその承認に係る1986年12月9日付省令⁽⁴⁾ (以下「1986年連結会計規則」と呼ぶ) は、1999年12月31日をもって廃止された。ここで、1999年連結会計規則の規定に基づき、本稿に関係のある全部連結における資本連結の部分を取り上げ、検討したい。

第1図表 1999年連結会計規則 (構成) - 1986年連結会計規則との比較

1986年連結会計規則	1999年連結会計規則
第1部 連結方法	第1部 連結の範囲と方法
第2部 連結規則	第2部 連結規則
20 一般会計原則の遵守	第1章 全部連結
21 第一回連結差額の概念	20 一般原則
210 第一回連結差額	21 1つの取引での連結範囲への企業の流入
2101 第一回連結	210 株式の取得原価
2102 その後の連結	211 識別可能資産・負債と取得差額
2103 減価	2110 日付と期間
211 全体の当初連結	2111 資産・負債の識別
22 連結決算日	2112 識別可能資産・負債の流入価値
23 規則の同質性と選択および評価方法	21120 一般原則
24 被連結企業間の取引の消去	21121 評価方法
25 繰延税金	21122 経営に使う予定の資産・負債の効用価値の決定
26 在外企業の計算書類の換算	21123 流入価値の事後の把握
27 売上高の定義	2113 取得差額の会計処理
28 再評価および内部的リストラクチャリングの連結に対する影響	21130 正の取得差額
29 持分法に特有の規定	21131 負の取得差額
第3部 連結総合書類	212 自己資本への取得差額の賦課
	22 数次の取引による企業の排他的支配の取得
	23 排他的支配の比率のその後の変化
	24 少数株主参加持分の交換
	25 証券保有比率の変更があった年度の注記・附属明細書に記載すべき情報
	26 全部連結企業間の取引の消去
	27 その他の点
	第2章 比例連結
	第3章 持分法
	第3部 評価と表示の方法
	第4部 連結総合書類
	第5部 適用初年度

(筆者作成)

1999年連結会計規則は第1部「連結の範囲と方法」、第2部「連結規則」、第3部「評価方法と表示方法」、第4部「連結総合書類」および第5部「適用初年度」から構成されており、全部連結における資本連結の規定は、第2部「連結規則」に収容されている。この第2部「連結規則」第1章「全部連結」の構成を中心に、1986年連結会計規則の関連部分と比較すれば、次のとおりである。すなわち、

資本連結に関する規定は、1986年連結会計規則においても、また1999年連結会計規則においても第2部「連結規則」が中心である。その中で、パラグラフ20「1つの取引での連結範囲への企業の流入」の内容に焦点を当ててみたい。

第2図表は、1999年連結会計規則における資本

連結の特徴を1986年連結会計規則と比較したものである。1999年当初の連結会計規則の基本的特徴は、第一回連結差額概念が廃止された点を除けば、1986年連結会計規則と比較して大きく変わったわけではない。すなわち、無形資産の認識可能性、全面・部分時価評価法、持分プーリング法の容認、取得差額の処理（買入のれん説および除去説の採用並びに自己資本処理の例外的容認、正の取得差額に係る規則的償却、負の取得差額に係る相殺処理および一定期間利益戻入処理の採用）などである。

ただし、1999年連結会計規則は、無形資産の認識の要件および評価方法、識別可能資産・負債の評価方法等、1986年連結会計規則が言及しなかった点あるいは必ずしも明確にしなかった点を規定上明確にしている。以下、具体的に取り上げてみよう。

第2図表 1999年連結会計規則における資本連結の特徴 - 1986年連結会計規則との比較

	1986年連結会計規則	1999年連結会計規則 (当初)
①第一回連結差額 ・ 第一回連結差額概念 ・ 第一回連結差額処理 ・ 簡便法の容認	採用 原則法処理 規定上容認	廃止 再評価額(時価)基準 規定上廃止
②識別可能資産・負債の認識 ・ 認識の要件	言及なし	個別評価可能性、価値の事後的把握可能性、客観的・検証可能な規準に基づく評価可能性
・ 識別可能無形資産の認識	認識可能(要件には言及なし)	一定の要件の下で認識可能
③識別可能資産・負債の評価 ・ 採用される価値	全体企業価値の決定のために考慮した価値に基づく再見積額	流入価値 (効用価値または市場価値若しくは正味実現可能価値)
・ 無形資産の評価方法	全体企業価値の決定のために考慮した価値に基づき再見積り	主に将来の経済的便益または市場価値を基礎とした客観的かつ適切な規準に従い評価
・ 少数株主持分の評価	全面時価評価法 部分時価評価法事実上可能	原則：全面時価評価法 部分時価評価法規定上容認
・ 持分プーリング法	規定なし(事実上可能)	一定の条件下で規定上容認
④取得差額の処理 ・ 処理の考え方(除去説・維持説)	買入のれん説 除去説	買入のれん説 除去説
・ 正の取得差額の処理	一定期間規則的償却 (償却期間非明示) 減損併用	一定期間規則的償却 (償却期間非明示) 臨時償却
・ 負の取得差額の処理	正の取得差額と相殺、超過額は一定期間利益戻入(期間非明示)	正の取得差額と相殺、超過額は一定期間利益戻入(期間非明示)
・ 自己資本計上処理	例外的に規定上容認	例外的に規定上容認

(筆者作成)

① 第一回連結差額概念および簡便法の廃止

1986年連結会計規則では、第一回連結時に、被連結企業の純資産簿価における親会社持分部分と被連結企業株式の取得価額との差異として「第一回連結差額」がまず把握され、次に当該差額は「評価差額」と残余としての「取得差額」に分解された。そして、評価差額はこれを該当資産に割当てる。本稿で言う「原則法処理」がこれである。また、第一回連結差額を評価差額と取得差額とに分解できない場合には、これをすべて「取得差額」として処理する簡便法処理も認められていた⁶⁾。

これに対して、1999年連結会計規則パラグラフ第211「識別可能資産・負債と取得差額」によれば、「排他的に支配されている企業の第一回連結時に、パラグラフ第2101 (215の誤り—筆者注) に定める特別な場合を除き、その資産および負債の識別可能要素の流入価値は、パラグラフ第2112に記述した方法に従いこれを評価する。連結貸借対照表における流入価値と被支配企業の貸借対照表における同一要素の帳簿価値との差額は、これを「評価差額 (écart d'évaluation)」と呼ぶ。資産および負債の識別と評価は、明瞭でありかつ資料で裏づけられる形ですすめられる」。

この規定から、第一回連結時に、被連結企業の資産・負債はパラグラフ第2112の方法に従いこれを評価すること、また当該再評価額が連結貸借対照表における資産・負債の流入価値になることが明らかにされた。

従って、まず被連結企業の資産・負債は再評価され、このように再評価した純資産額の親会社持分部分と被連結企業株式の取得価額との差異として「取得差額」が把握されることになる。この場合、第一回連結差額は生じない。また、簡便法的な処理の容認に係る規定は削除された。

もともと、第一回連結差額における評価差額を被連結企業の資産・負債に割当て、残余を取得差額とする1986年連結会計規則の処理 (原則法処理) と、被連結企業の再評価純資産と当該企業株式の取得価額との差額を取得差額とする1999年連結会計規則の処理は、実質的には同一の結果になると思われる。しかし、1999年連結会計規則では、簡便法的処理、すなわち、第一回連結差額における

評価差額の割当てが困難な場合に第一回連結差額の全額を取得差額とする簡便法的処理の安易な採用が困難なものとなったと見られる。この点に、1999年連結会計規則の特徴がある。

このように、1999年連結会計規則は第一回連結差額概念の廃止している。第一回連結差額概念の廃止の方向は、既述のとおり、1993年に国家会計審議会 (CNC) 内に設置されたジャドー氏を議長とする「取得差額作業グループ」が同様の考え方を打ち出して以来、国家会計審議会が採用してきたものである⁶⁾。第一回連結差額概念の廃止に伴い、簡便法の容認に係る規定も削除された。

また、第一回連結差額概念のない当該処理方法は、米国基準あるいは国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」が採用してきた方法でもある。1990年代において、レール・リキッド、ラファルジュおよびルイビトン・モエエネシー (LVMH) など、いくつかのフランス企業グループが当該方法を採用してきたが、これら企業はいずれも国際的基準対応型企業である。すなわち、レール・リキッドは米国基準対応、ラファルジュおよびルイビトン・モエエネシー (LVMH) は国際会計基準 (IAS) 対応であった⁷⁾。

例えば、「のれんは、取得原価と取得日の取得純資産の公正価値との差額を表している。」(レール・リキッド1995年度年次報告書33頁) と表現された処理がこれであり、取得日子会社純資産の公正価値を基準に資本連結を行なう処理方法である。

② 識別可能資産・負債の認識と無形資産の認識の要件

(1) 識別可能資産・負債の認識

1) 1986年連結会計規則

1986年連結会計規則は、識別可能資産・負債の認識および無形資産の認識の要件に関して次のように言及していた。

「連結すること、それは企業の貸借対照表に計上されている参加有価証券の金額を、連結主体企業が保有する発行企業の場合により再処理した自己資本持分額 (当期利益の持分額を含む) に置き換えることである」(PCG 1982, p. II.141)。

さらに、パラグラフ2101「第一回連結差額」では、「連結範囲への企業の流入時に、その証券の取

得原価と当該日に獲得された当期利益を含むその企業の自己資本における保有企業の持分との差異は、これを「第一回連結差額」と呼ぶ。

自己資本は、連結企業グループ全体について用いられる表示および評価の規則を遵守するために、再分類および再処理を行った後のものである。

第一回連結差額は次のものからなる。

- ・ 一定の識別可能要素（注1）に割当てられる正または負の「評価差額」。一定の識別可能要素は、企業の全体価値の決定のために考慮した価値にそれらを導くために再見積りされ、このように修正された自己資本は保有企業の持分と少数株主持分に分けられる。
- ・ 「取得差額」と呼ばれる割当てられない残額
- ・ 正の取得差額は、貸借対照表の借方に計上し、有価証券を取得するために支払ったプレミアムに相当する。
- ・ 負の取得差額は、大抵の場合危険引当金に類似しており、借方に計上する。」（pp. II.143—II.144）

以上の1986年連結会計規則によれば、第一回連結差額はその分解の過程で、評価差額と残余としての取得差額に分解され、評価差額（正または負）は一定の識別可能要素にこれを割当てる。一定の識別可能要素は、企業の全体価値の決定のために考慮した価値に基づき再見積りされるものとされた。

この「一定の識別可能要素（certain elements identifiable）」は、脚注(1)で「識別可能要素は特に無形資産を含むことができる。この場合、これら無形資産はそれ固有の減価の方法に従うものとすると注釈され、無形資産をも含むことが示唆されていた。

従って、1986年連結会計規則は、第一回連結差額の分解・割当てのプロセスにおいて、無形資産の識別・認識可能性に言及していたのである。しかし、どういう条件が整えば識別・認識でき、それをいかに評価するのかといった識別および認識の具体的な要件並びに評価方法には言及していなかった。

この点に関して、その後、1989年に証券取引委員会（COB）が「無形資産の計上要件」および「無形資産の計上に係るCOBの考え」を表明した

こと、さらに、国家会計審議会（CNC）が1990年1月15日付意見書において識別可能無形資産の計上を求めたことは既述のとおりである⁽⁸⁾。

2) 1999年連結会計規則

これに対して、1999年連結会計規則パラグラフ2111「資産・負債の識別」によれば、

「被取得企業の識別可能資産・負債は、無形要素を含めその価値の事後の把握を可能にする条件で個別に評価できる要素である。無形資産については、とりわけ特許権、商標・ブランドおよび市場シェアがこのケースとなりうる。

無形資産は、当該資産が生み出しうる将来の経済的便益（avantages économiques futures）または市場価値（valeur de marché）がある場合の市場価値を主に基礎とした、客観的かつ適切な規準に従ってこれを評価できる場合にのみ、連結貸借対照表上個別に計上できる」。

すなわち、被取得企業の識別可能資産・負債は、「その価値の事後の把握を可能にする条件で個別に評価できる要素」であり、これら資産は無形資産を含むことが規定された。この規定から、1999年連結会計規則においても無形資産の識別および認識の可能性が明示されるとともに、その要件が示された。

(2) 識別可能無形資産の認識の要件

1) 1986年連結会計規則

無形資産の識別および認識の可能性の要件に関しては、既述のとおり、1986年連結会計規則は言及していなかった。

2) 1989年における証券取引委員会（COB）の見解

証券取引委員会（COB）は、識別および認識の要件として「事後的にその価値の変化を検証できる個別性を有すること」および「客観的かつ検証可能な規準に基づくこと」を示し、さらに「会社が経営の中で適切な活動によりその価値を維持することを約束すること」を計上の条件とした⁽⁹⁾。「事後的な価値の変化の検証を可能ならしめる個別性」は識別可能性の要件を示しており、認識は事後的な価値の客観的かつ検証可能な評価が可能であることが要件となっている。なお、商標・ブランド、定期出版物タイトルなどが無形資産の例

として示された。

3) 1990年1月15日付国家会計審議会 (CNC) 意見書

既述のとおり、国家会計審議会 (CNC) は、認識の要件として「識別可能性を有すること」、当該識別可能性は「その評価方法が十分明確に定義され、かつその価値の時間的変化を把握できるときに識別可能」とされる⁽¹⁰⁾。つまり、国家会計審議会 (CNC) の意見書においても、十分に明確に定義される評価方法に基づき事後的に価値の評価が可能であることが認識の要件となっていた。商標・ブランド、販売網、市場シェア、顧客ファイルが無形資産の例として示された。

4) 1999年連結会計規則

1999年連結会計規則は、1986年連結会計規則では言及されなかった無形資産の認識の要件に関して、「被取得企業の識別可能資産・負債はその価値の事後の把握を可能にする条件で個別に評価できる要素」であり、「当該資産が生み出さるる将来の経済的便益または市場価値がある場合にはその市場価値を主に基礎とした客観的かつ検証可能な規準に従ってこれを評価できる場合にのみ連結貸借対照表に個別に計上できる」として、個別に評価できるという「個別評価可能性」、当該個別評価可能性はその後の価値の変化を把握できるものであるという「価値の事後的把握可能性」(以上は識別可能性の要件)、および当該資産が生み出さるる将来の経済的便益または市場価値がある場合にはその市場価値を主に基礎とした「客観的かつ検証可能な規準に基づく評価可能性」(認識の要件)を示した。

これらは識別および認識の要件とでも言うべきものである。これら1999年連結会計規則における無形資産の識別および認識に関する要件は、1980年代末以降展開された証券取引委員会 (COB) および国家会計審議会 (CNC) の一連の見解に見られたものである。なお、1999年連結会計規則においても、特許権、商標・ブランド、市場シェアが無形資産の例として示されている。

既述のとおり、1990年代のフランス企業では、法的保護 (ダノン)、永續性 (ダノン)、客観的な方法による評価 (ラファルジュ)、価値変動の継続的把握可能性 (ロレアル、アコー)、確立された名声

(ルイビトン・モエエネシー)、個別識別可能性 (ルイビトン・モエエネシー、ブイグ)、効用の検証可能性 (ルイビトン・モエエネシー) など、識別および認識の要件として多様な要素が示されていた。1999年連結会計規則は、このような実務を基礎としつつ、一定の指針を与えるものである。

なお、これら企業において分離・計上された無形資産としては、商標・ブランド、市場シェア、顧客、映画および類似の権利、営業ネットワーク、営業権、工業権などがあった⁽¹¹⁾。

5) 国際会計基準 (IAS/IFRS) との比較

国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合 (Business Combinations)」(1993年改訂)における「識別可能資産・負債の認識」によれば、無形要素を含む個々の取得資産・負債は次の時に個別に認識されるべきであるとする。すなわち、

「(a) 当該資産・負債に係る将来の経済的便益が取得企業へ流入または取得企業から流出する可能性が高く、かつ (b) 取得企業にとって、それらの原価または公正価値を信頼性をもって測定できる場合」(para.27) である⁽¹²⁾。

当該認識の要件は、国際会計基準委員会 (IASC) 「財務諸表の作成・表示に関するフレームワーク (Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements)」(1989年)において示された財務諸表の構成要素の認識に係る一般原則 (para.83)、資産の認識 (para.89) および負債の認識 (para.91) に基づいたものである。また、識別可能資産・負債の認識は、当該概念フレームワークにおける資産の定義および負債の定義を充足していることが前提となる。

この国際会計基準 (IAS) 第22号における識別可能資産・負債の認識の要件と比較すると、1980年代末以降展開された証券取引委員会 (COB) および国家会計審議会 (CNC) の一連の見解並びに1999年連結会計規則に示された要件は、相対的に緩いのではないかと見られる⁽¹³⁾。

すなわち、国際会計基準 (IAS) 第22号における認識には、当該資産・負債に係る将来の経済的便益が取得企業へ流入または取得企業から流出する「可能性が高い (probable)」ことが求められている。これに対して、フランスにおける取扱いには「個別評価可能性」や将来の経済的便益または市場価

値に基づく「客観的かつ検証可能な規準による評価可能性」への言及は見られるものの、当該資産・負債に係る「将来の経済的便益の流入・流出の可能性の高いこと」を求める規定は見られないからである。

また、IASでは、認識には資産の定義を充足していることが前提とされるが、1999年連結会計規則にはそのような前提条件もない。実際、1990年代におけるフランス多国籍企業グループは、多様かつ多額の無形資産を計上していたことは既述のとおりである⁽¹⁴⁾。

ところで、国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」(2004年)⁽¹⁵⁾は、その「設例」の中で、商標・ブランド、雑誌タイトル、非競争に関する合意、顧客リスト、ソフトウェア、特許権を持たない技術などを企業結合における識別可能無形資産の例として示している。

他方、国際会計基準 (IAS) 第38号「無形資産」(2004年)は、市場シェアおよび人的潜在力に結びついた要素を無形資産の種類から除外した (par.119)。市場シェアは、ラファルジュ、ロリアル、アコー、ブイグ等いくつかのフランス企業が計上してきた。

6) 会計規制委員会 (CRC) 規則第2005-10号⁽¹⁷⁾

による1999年連結会計規則の改訂

1999年連結会計規則における2005年改訂パラグラフ2111「資産・負債の識別」によれば、

「無形資産については、とわけ特許権、商標・ブランドおよび顧客との契約関係がこのケースとなりうる。無形資産は、規則第99-03号の第211-3条および311-1条に定める定義および会計処理の条件、また明確に個別化される進行中の開発プロジェクトについては第311-3.2条の規定を充足する時から、連結貸借対照表に個別に認識され計上される。その評価は、市場価値がある場合の市場価値、または当該資産が生み出しうる将来の経済的便益を主に基礎とした、客観的かつ適切な規準に従って行われなければならない。」

イ) 市場シェアの計上禁止の動き

以上の改訂パラグラフ2111は、無形資産の計上例として特許権、商標・ブランドおよび顧客との契約関係を挙げており、当初の規定から「市場シェア」を削除した。これは、2005年改訂「1999年

連結会計規則」が市場シェアを無形資産として識別・計上することを認めないことを意味している⁽¹⁸⁾。

当該変更は、既述のとおり、国際会計基準 (IAS) 第38号に調和した形になっているが、市場シェアの計上をめぐることは、その後なお議論が続き、2005年12月26日省令による2005年改訂の承認の際、市場シェア除外の取扱いが曖昧にされ、2006年の国家会計審議会 (CNC) 緊急委員会意見書2006E (2006年12月6日)は、市場シェアの計上を再度容認することとなった⁽¹⁹⁾。

ロ) 無形資産の認識要件の厳格化

他方、無形資産の認識に関しては、会計規制委員会 (CRC) 規則第99-03号 (1999年プラン・コンタブル・ジェネラル)⁽²⁰⁾における第211-3条および311-1条に定める条件を充足しなければならない。会計規制委員会 (CRC) 規則第99-03号第211-3条 (CRC規則第2004-06号により改正⁽²¹⁾) によれば、

「無形固定資産は次の場合に識別可能である。

- ・ 実体の活動から分離可能であること、すなわち他の資産または負債と独立にまたは関連する契約と一体として、売却、譲渡、賃借または交換できる場合
- ・ 当該権利が譲渡可能でないまたは実体若しくは他の権利および義務から分離可能でないとして、法律上または契約上の権利から生ずる場合」。

また、会計規制委員会 (CRC) 規則第99-03号第311-1条 (CRC規則第2004-06号により改正) によれば、

「有形固定資産、無形固定資産または棚卸資産は、以下の条件が同時に満たされる場合に資産に計上される。

- ・ 当該実体が関連する将来の経済的便益、または規則第99-01号を適用する実体若しくは公的セクターに属する実体にとって期待される用役潜在力を受ける可能性が高い
- ・ その原価または価値は十分な信頼性をもって評価することができる。直接的な評価が可能でない時に、これと異なりかつ例外的なものとして第321-8条の規定に従うことを含める」。

以上の無形固定資産の識別可能性および認識の要件は、IAS 第38号「無形資産」における無形資産の識別可能性 (par.12) および認識 (par.21) の要

件と同等のものである⁽²²⁾。

さらに、資産の定義として「資産は実体にとって正の経済的価値を有する財産の識別可能な要素、すなわち、過去の事象により当該実体が支配し、かつ当該実体が将来の経済的便益を期待する資源を生み出す要素である。」(CRC 規則第2004-06号による改正第211-1条)、「資産の象徴する将来の経済的便益とは、実体への純キャッシュ・フロー (flux nets de trésorerie) に直接的に又は間接的に貢献する当該実体が有する潜在能力をいう」(CRC 規則第2004-06号による改正第211-2条)とされ、国際会計基準の概念フレームワークに類似した定義が与えられた。

このように、1999年連結会計規則はCRC 規則第2005-10号による改正を経て、また、個別会計のCRC 規則第99-03号に係るCRC 規則第2004-06号による改正を経て、無形資産の認識に関しては、前述の国際会計基準第22号における認識の要件と類似のものを備えるに至った。しかし、これにより実質的に無形資産の認識要件が厳格になったか否かは明らかでなく、別途企業の実態を検討する必要がある。

③ 識別可能資産・負債の評価と無形資産の評価方法

(1) 識別可能資産・負債の流入価値

1) 評価の一般原則

1999年連結会計規則パラグラフ2112「識別可能資産・負債の流入価値」の21120「一般原則」によれば、

「グループへの流入に関わる場合、識別可能な資産の評価から生ずる金額が新たな粗価値をなす。当該金額は、その後、譲渡増価または譲渡減価の計算並びに連結損益に計上される減価償却費および減価引当金繰入額の計算の基礎となる。第一回連結日に計上される危険・費用引当金は、その後の繰入れおよび戻入れを決定する基礎をなす。」と規定され、第一回目の資本連結時の識別可能な資産の評価から生ずる金額が、新たな計算のベースとなることが示された。

さらに、21121「評価方法」によれば、

「識別可能資産・負債は、連結企業が予定した利用に応じて決定されるその流入価値で連結貸借対

照表に計上する。」と規定され、第一回連結時の識別可能資産・負債の再評価額が、その流入価値すなわち取得原価として連結貸借対照表に計上される。しかも、当該流入価値は親企業が予定した利用に応じて決定される。

2) 流入価値の採用

この「流入価値 (valeur d'entrée)」の用語については、当初の1998年12月17日付国家会計審議会「連結計算書類に関する意見書」第98-10号は、「公正価値 (juste valeur)」の用語を用いていた⁽²³⁾。

この点に関して、1993年国家会計審議会「取得差額作業グループ」報告および「連結計算書類委員会」報告、さらに1995年「企業セクション」報告が「時価 (valeur actuelle)」の用語を採用していたことは既述のとおりである⁽²⁴⁾。一連の審議の過程で、時価の用語を採用するのか、「効用価値 (valeur d'utilité)」とするのか、あるいは公正価値を採用するのかが議論されたが、個別会計との整合性の観点から「時価」の用語が優れていることが強調されていた。

しかし、1998年12月17日付国家会計審議会意見書は公正価値を採用し、最終的に1999年連結会計規則は公正価値の用語を流入価値に変更したのである。株式の取得による子会社化を企業の取得(買収)と考えれば、子会社の識別可能資産・負債は、連結範囲への流入時にその流入価値、つまり取得原価(買収価額)で記入されることになる。

上述の「時価」の用語は個別会計における期末棚卸価値の評価に用いられており、またアングロ・サクソン会計に見られる「公正価値」(フェア・バリュー)の用語は、当時のフランスでは未だなじみの薄いものであったことが用語の変更の背景にあったと思われる。

3) 経営者の意図と流入価値の評価

上述のとおり、流入価値は親企業が予定した利用に応じて決定される。すなわち、取得後の経営において、親企業が取得子会社の識別可能資産・負債をどのように使用していくのか、つまり取得(買収)プロジェクトにおける取得側経営者の意図に基づいて、流入価値を決定するものとされる。

例えば、取得(買収)プロジェクトでは、当初策定した事業リストラクチャリングのプログラムに従い、取得子会社の事業の一部事業譲渡あるいは

一部停止が実施されることがある。資本連結時における識別資産・負債の流入価値の決定にあたり、このような経営者の意図を評価に反映させようとするものである。

当該考え方は、国家会計審議会の1993年連結計算書類委員会および1995年企業セクション報告においてすでに見られた考え方である。例えば、有形固定資産の評価において、取得後の「用途を考慮して」、使用を予定したものは取替原価で評価するのに対して、譲渡を予定したものは正味実現可能価値を採用することが示されていた。

しかし、これら報告では使途に係る経営者の意図を限定的に特定の資産の評価のみに反映させたのに対して、1999年連結会計規則はすべての識別資産・負債の評価における一般原則として当該考え方を提示した点に特徴がある。

また、流入価値の決定に経営者の意図を反映させる考え方は、後述するとおり、国際会計基準(IAS)第22号「企業結合(Business Combinations)」(1993年改訂)が採用していた考え方でもある。すなわち、パラグラフ38によれば、「取得に際し、取得された識別可能資産・負債の公正価値は、取得企業の使用目的に応じて決定される」とされ、取得資産・負債の使途に係る取得側経営者の意図をこれらの評価に反映させるものである。

(2) 資産・負債の分類と流入価値の決定

1) 資産・負債の二つの分類と流入価値

1999年連結会計規則によれば、識別可能資産・負債の流入価値の評価にあたっては、取得企業側の経営者が子会社の資産等を、取得後の経営において継続して使用する意思があるのか、そうではなく譲渡する予定または経営に必要なものと考えているのかにより、「経営に使う予定の財貨(biens destinés à l'exploitation)」と「経営に使う予定のない財貨(biens non destinés à l'exploitation)」の二つの範疇に分類する。

イ) 経営に使う予定の財貨と流入価値の評価

1999年連結会計規則パラグラフ2112「識別可能資産・負債の流入価値」の21121「評価方法」によれば、

「経営に使う予定の財貨は、連結企業にとっての効用価値でこれを評価する。効用価値はその使

用の意図を考慮して、連結企業がこれら要素を別々に取得したならば支払うことに同意したであろう価格に相当する。一般に、取得した経営に使う予定の財貨の効用価値はその取替価値、つまり連結企業がそれらを新規資産と取替えるために実現しなければならない投資額と同一のものと見なされる。当該新規資産は必ずしも取得資産と同一のものとは限らないが、企業にとって当該部門における生産の維持を可能ならしめる資産である」。

ロ) 経営に使う予定のない財貨と流入価値の評価

さらに、1999年連結会計規則パラグラフ21121「評価方法」によれば、

「経営に使う予定のない財貨、すなわち短期的に譲渡予定の資産または営業に必要な資産は、取得日の市場価値、市場がない場合には正味実現可能価値でこれを評価する。関係資産が見積保有期間にわたり何ら収益を生まない場合には、当該価値を割り引くことができる。また、事業活動部門全体の譲渡または事業活動の停止を予定している場合、その予想営業損失から予想譲渡増価を控除した金額を取得日に全額引き当てるものとする」。

以上のとおり、子会社の識別可能資産・負債のうち、子会社の取得後の経営において、取得企業側の経営者が引続き使用することを予定しているものは、これを当該経営者にとっての「効用価値(valeur d'utilité)」で評価する。効用価値は、一般にその「取替価値(valeur de remplacement)」と同一のものと見なされる。

2) 取得企業にとっての効用価値

企業の取得価額(買収価額)の算定では、一般に当該企業の価値が大きく考慮される。企業の価値は取得側企業にとっての主観的価値であり、それが取得側企業にもたらすであろう効用に基づいて評価される。この主観的価値は実際の取得・買収取引を介して客観価値となる。

資本連結時には、このように企業価値が客観価値化したものとしての取得・買収価額の枠内で、個々の資産・負債の流入価値が決定される。その場合、企業価値の評価との関連から、経営に使う予定の財貨を取得企業にとっての効用価値で評価することは論理的である。この点で、1986年連結会計規則が「一定の識別可能要素は、企業の全体

価値の決定のために考慮した価値にそれらを導くために再見積りされ」(1982年 PCGp. II.143) としたのと同じ考え方である。

企業にとっての個々の資産・負債の効用価値は主観価値であり客観性に難点がある。この理由から、1999年連結会計規則は効用価値の評価において「取替価値」を用いる。取替価値は、取得時点における市場参加者の当該資産に対する平均的な効用価値を表していると思われるからである。効用価値は主観価値であるが、これを市場の価格を用いて評価することにより客観価値化できる。取替価値は既存の資産を取り替えるために必要な投資額と定義される。

これに対して、取得企業側の経営者が一部の事業譲渡あるいは事業停止等により経営において使うことを予定していないものは、これを取得日の「市場価値 (valeur de marché)」で評価し、もし市場価値がない場合には「正味実現可能価値 (valeur

nette probable de réalisation)」により評価する。この場合の市場価値は「売却時価」を意味しているものと見られる。一部の事業譲渡あるいは事業停止等の場合、資産の処分が問題となるからである。

以上の流入価値の評価に係る一般原則は、基本的には期末評価に係る時価の考え方に近いと思われる。すなわち、期末棚卸価値の評価における時価は「市場および企業にとっての当該財貨の効用に従って評価される見積り価値」(1983年11月29日デクレ第7条第4項)であり、ある財貨に係る「市場」と当該財貨の「企業にとっての効用」という二つの要素に関わっているからである⁽²⁵⁾。

3) 国際会計基準 (IAS/IFRS) との比較

既述のとおり、識別可能資産・負債の流入価値をそれらの使用目的に応じて決定するという流入価値評価の基本的な考え方は、国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合 (Business Combinations)」(1993年改訂) が採用した考え方に類似するものである。

第3図表 資産・負債の分類と評価

資産・負債の分類	1999年連結会計規則	国際会計基準 (IAS) 第22号 (1993年)
採用すべき価値	「流入価値」	「公正価値」
・ 経営での使用を予定した財貨	効用価値 (取替価値),	—
・ 現在の使用目的で使用する財貨	—	現在の使用目的での市場価値
・ 異なる使用目的で使用する財貨	—	予定される使用目的での市場価値
・ 譲渡・事業停止など経営での使用を予定しない財貨	市場価値または市場価値がない場合の正味実現可能価値	正味実現可能額

(筆者作成)

ただし、第3図表に示すとおり、IAS 第22号における資産・負債の分類は、「経営での使用を予定した財貨」をさらに「現在での使用目的」と「異なる使用目的」とに分けており、単に経営で使用するの否かで区分する1999年連結会計規則に比べて詳細である。

また、IAS 第22号は「公正価値」による評価としているが、概念的な面はともかく、1999年連結会計規則における流入価値の評価はこれと実質的な差異はないと見られる。なお、個々の資産・負債の流入価値の決定については後述したい。

他方、1998年改訂のIAS 第22号は資産等の「使途」、従って経営者の意図を重視する考え方を放

棄し、公正価値の決定の指針に従って決定することとなった。2004年国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」も同様である。このため、依然として使用に係る経営者の意図を重視するフランスの1999年連結会計規則との間で、考え方に大きな相違が見られる。

4) 全面時価評価法の原則適用と部分時価評価法の例外的容認

少数株主持分の評価に関して、1999年連結会計規則パラグラフ21121「評価方法」によれば、

「少数株主の権利はこれを被取得企業の再評価純資産に基づいて計算する。しかし、現在まで部分再評価法を実施してきた企業は、それを継続す

ることができる。当該方法は、識別可能要素の再評価を取得した株式の持分部分に限定する方法である。従って、少数株主の権利の考慮は、被取得企業の貸借対照表から生ずる要素の帳簿価額に基づく。

当該規定から、1999年連結会計規則は「全面時価評価法」を採用していることがわかる。しかし、再評価を親会社持分部分に限定する「部分時価評価法」を現在まで適用してきた企業はこれを継続することができる。この点で、1999年連結会計規則は部分時価評価法を例外的に容認している。

時価評価法に係る1999年連結会計規則の取扱いとは、1986年連結会計規則の取扱いと実質的に同一

のものである。すなわち、1986年連結会計規則では、「全部連結の場合、その資産の再評価はその全体的価額に関わることができる」として全面時価評価法のみと言及していたが、事実上、部分時価評価法を排除するものではなかったからである。

その後、ジャドー氏の取得差額作業グループは部分時価評価法を支持したのに対して、1993年の連結計算書類委員会は全面時価評価法を支持した。全面時価評価法が経済的エンティティの観点から優れていると考えたからである。1995年企業セクションも同様に全面時価評価法を支持した。もっともいずれの見解も一方の方法のみを認めて他方の方法を認めないというものではなかった⁽²⁶⁾。

第4図表 少数株主持分の評価 (全面・部分時価評価法)

規則・見解	全面時価評価法	部分時価評価法
1986年連結会計規則	○	○ (規定にはないが事実上容認)
1993年取得差額作業グループ	簡便性の点から容認	支持
1993年連結計算書類委員会	支持 (経済的エンティティの観点)	容認
1993年改訂国際会計基準 (IAS) 第22号	○ (認められる代替処理)	○ (標準的処理)
1995年企業セクション	支持 (全部連結の考え方に近似)	容認
1999年連結会計規則	○	○ (既適用企業に対して容認)
2004年国際財務報告基準 (IFRS) 第3号	○	×
2005年改訂1999年連結会計規則	○	×

- ・1993年改訂国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」, pars.31-34.
- ・2004年国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」, par.40.

(筆者作成)

1999年連結会計規則は1993年連結計算書類委員会および1995年企業セクションの見解を取り入れ、しかも、部分時価評価法の採用を規定上明文化し、その適用に条件を付した。この点に1986年連結会計規則の取扱いに対する1999年連結会計規則の特徴がある。

他方、フランスの当該取扱いは1993年改訂国際会計基準 (IAS) 第22号の考え方と異なっていた。IAS 第22号は「取得の原価の配分」の観点から部分時価評価法を標準的処理とし、全面時価評価法を認められる代替処理としているからである。その後、2004年国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」は、時価評価法を禁止して全面時価評価法の支持に転換した。これに対応した形で、2005

年改定1999年連結会計規則は部分時価評価法の容認規定を削除し、全面時価評価法に一本化した。

以上のとおり、少数株主持分の評価に関して、フランスは、ジャドー取得差額作業グループの考え方を除けば、一貫して経済的エンティティの観点を重視しているのが明らかである。従来、部分時価評価法を支持してきた国際会計基準の側が全面時価評価法の支持に転換した結果、両者に差異がなくなっている。

5) 持分プーリング法の容認

持分プーリング法は、識別可能資産・負債の流入価値に、取得日の被取得企業における帳簿価額を用いる方法である。当該金額から算定される被取得企業の純資産簿価と親企業の株式価額との差

額は、連結自己資本に加算するかまたはこれから減算する。その結果、持分プーリング法を用いると、のれんの発生を回避することができる。

1999年連結会計規則は持分プーリング法を例外的方法と呼び、その適用を容認している。同規則パラグラフ215「例外的方法 (Méthode dérogatoire)」によれば、

「上述の規則の例外として、次の4つの条件が充足されるときには、被取得企業の株式の取得原価を、取得日のグループの会計基準で再処理した計算書類から生ずる当該企業の自己資本の構成要素たる資産・負債の価額と置き換えることができる。a. 当該取得が一回の取引で行われ、かつそれが被取得企業資産の90%以上に関わっていること、b. 連結に含まれる企業の株式または持分の

即時の発行または5年内の確かな発行を規定した協約に従って当該取引が行われること、c. 協約がその実質において、上記b.に規定された株式または持分以外に、当該取引時に実現する発行額の10%を超える対価を規定していないこと、d. 支配取得日から起算して2年の間、資本または積立金の払戻し、株式の強制・任意買戻し、臨時的な配当の分配といった取引により、取引の実質が変更されるものであってはならないこと」である。

被取得企業の資産・負債の流入価値は、取得日の当該企業におけるグループの会計基準による再処理済み純帳簿価額に等しい。当該例外的方法の適用から生ずる差異は、これを連結自己資本に加算またはこれから減算する。

第5図表 持分プーリング法の適用

会計規則・基準	持分プーリング法
1986年連結会計規則	○ (言及なし・事実上可能)
国際会計基準 (IAS) 第22号 (1993年・1998年改訂)	○ (一定の条件を充足する場合に強制)
1999年連結会計規則	○ (例外的方法として容認)
2000年・2005年改訂1999年連結会計規則	○ (例外的方法として容認)
2004年国際財務報告基準 (IFRS) 第3号	× (禁止)

・1993年改訂国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」, pars.61-67.

・2004年国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」, par.14.

(筆者作成)

1999年連結会計規則は、2000年の会計規制委員会 (CRC) 規則第2000-07号⁽²⁷⁾および2005年の同規則第2005-10号により持分プーリング法に係るパラグラフ215の規定を改訂し、その使用条件をより詳細なものとしてきたが、一貫して持分プーリング法を例外的方法として容認してきた。

これに対して、国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」(1993年・1998年改訂) は、持分の結合に相当する企業結合に対して持分プーリング法の適用を義務づけてきたが、国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」(2004年) からはより良い情報の点から同法の適用を禁止した。

このように、持分プーリング法に関しては、フランスは一貫して容認する立場をとってきており、禁止の立場に転換したIFRS第3号との間で相違が

生じている。

(3) 無形資産の評価方法

1) 1999年連結会計規則

無形資産の評価および評価方法に関して、既述のとおり1986年連結会計規則はこれに言及していなかった。これに対して、1999年連結会計規則は、以下のとおりこれを明確にした。

まず、識別可能資産の流入価値は、使用を予定した場合その効用価値でこれを評価する。1999年連結会計規則パラグラフ21121「評価方法」によれば、無形固定資産の効用価値は、「すべての識別可能な無形資産は、被連結実体の計算書類に計上されていないものも含めて評価の対象となる。無形固定資産の効用価値は、類似の資産につき活

発な市場が存在する時にはその市場価値に一致する。活発な市場とは、同質的な財が既知の価格で規則的に交換される市場である。活発な市場がない場合、特に当該業種の実務を参考に無形資産の効用価値を採用する」と規定された。

すなわち、無形資産の効用価値は、取得企業にとっての効用価値とは言うものの、市場価値がある場合はその市場価値を用い、市場価値がない場合には次善のものとして当該業種の実務を参考にした効用価値の見積り額を用いる。効用価値の見積りには、認識の要件に「当該資産が生み出さる将来の経済的便益または市場価値がある場合にはその市場価値を主に基礎とした客観的かつ検証可能な規準に従ってこれを評価できる」とされたように、当該資産が生み出さる将来の経済的便益、すなわち将来のキャッシュ・フローを基礎とした客観的かつ検証可能な規準を用いるものとする。

2) 1990年代における企業の実践

既述のとおり、1990年代のフランス企業では、専門家の助けを借りて、取得原価をベースに客観的な評価を可能にする方法が用いられ、大部分の企業は評価方法の詳細には言及していないものの、多くが収益性に係る多様な指標を用いていた⁽²⁸⁾。

例えば、利益への貢献度(ダノン、ルイボトン・モエエネシー、エリダニア・ベカンセイ)、平均的収益性に基づく客観的方法(ラファルジュ)、売上高の変動と収益性に基づく総合的方法(ロレアル)、税引後の純利益または総利益の資本化額、収入に対する倍数またはこれらの組み合わせ(ルイボトン・モエエネシー)、活動量、総利益、開発コストを主要なパラメーターにした方法(アコー)、収益性、活動および経済的評価の規準を総合した方法(ブイグ)であった。

1999年連結会計規則は、評価方法について、「客観的かつ検証可能」という備えるべき要件と、「当該資産が生み出さる将来の経済的便益、または市場価値がある場合にはその市場価値を主に基礎とした」という評価の方法を具体的に示すことで、企業の実務を尊重しながらもその多様性に一定の枠を設けるものである。ただし、市場価値がない場合、「客観的かつ検証可能」という表現は企業にとって主体的に解釈可能であり、認識の要件も含めてどの程度計上規準に厳格さをもたら

すことができるのかは明らかでない。

3) 国際会計基準 (IAS/IFRS) との比較

既述のとおり、国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」(1993年・1998年改訂)は、識別可能資産・負債をその公正価値で計上すべきことを定めている。また、IAS第38号「無形資産」では、企業結合に伴ない取得された無形資産はこれを取得日の公正価値に照らして測定する。

この公正価値の考え方は、1999年連結会計規則における取扱いと実質的に類似していると思われる。すなわち、1999年連結会計規則のいう無形資産の効用価値は、類似の資産につき活発な市場が存在する時にはその市場価値に一致し、活発な市場がない場合、特に当該業種の実務を参考に無形資産の効用価値の見積り額を用いているからである。

④ 取得差額の会計処理

(1) 正の取得差額の処理

1) 規則的償却

1999年連結会計規則パラグラフ2113「取得差額の会計処理」における21130「正の取得差額」によれば、

「正の取得差額はこれを固定資産に計上し、一定期間にわたり償却する。当該期間は、取得時に採用された前提およびその時に設定され文書化された目標を可能な限り反映しなければならない。償却計画を決定するのに役立つ要素に好ましくない重大な変化が生じたならば、臨時的な償却を行なうか、償却計画を修正するものとする。すべての減価引当金は除外される。好ましい重大な変化が生じた場合には、償却累計額の戻入を除き、その後の償却計画を修正する。」

以上の規定からは、正の取得差額の処理に関して、1999年連結会計規則が除去説に基づき一定期間にわたり規則的に償却する方法を採用していることがわかる。

既述のとおり、フランスでは、終始一貫して除去説に基づき一定期間にわたる規則的償却が採用されてきた⁽²⁹⁾。しかも、一貫して償却期間の上限を明示せず、取得時に採用した前提およびその時に設定した目標を可能な限り反映した期間を採用すべきとの条件が付されたものの、償却期間の決

定は常に経営者の判断に委ねられてきた。この点は、フランスの大きな特徴である。1999年連結会計規則が当該目標の文書化を求める一方、償却期間の決定における主観的性質は依然として残されている。

また、会計規制委員会 (CRC) 規則第2005-10号による1999年連結会計規則の改訂においても、正の取得差額の処理に関して同一の処理が維持されている。

2) 自己資本計上処理

さらに、1999年連結会計規則パラグラフ212「自己資本への取得差額の賦課」によれば、

「正当な理由のあるもので注記・附属明細書にその旨を記載する例外的な場合、企業の負または正の取得差額は、これを自己資本に計上または自己資本に賦課することができる。「例外的な場合」という表現は、商法第9条第7項 (筆者注; 2005年の改訂で「商法典 L123-14条第3項」に改正) の意味で理解される。すなわち、会計規定の適用が財産、財務状況および成果の誠実な概観を提供するのに不適切であることが明らかである場合、会計規定の適用除外は、当該企業の財産、財務状況および成果に対するその影響の表示を伴って、これを注記・附属明細書で言及し、正当な理由を明らかにする。」

このように、1999年連結会計規則は、誠実な概観の提供という観点から正・負の取得差額を自己資本から控除またはこれに加算することを例外的な処理としながらも容認している。既述のとおり、1990年代のフランスでは、国家会計審議会の意見書、1993年取得差額作業グループの見解などが自己資本計上処理に否定的見解を公表していたが⁽³⁰⁾、1999年連結会計規則における取得差額の自己資本計上の例外的容認は、結果的に1986年連結会計規則の取扱いと同一である。

(2) 負の取得差額の処理

1) 正の取得差額との相殺処理

1999年連結会計規則パラグラフ21131「負の取得差額」によれば、

「負の取得差額は、一般に、有利な条件で行なわれた取得の事実による潜在的な増価や、被取得企業の不十分な収益性に対応している。例外的な場合を除き、正の取得差額の計上は、結果として

負の取得差額を出現させるものであってはならない。例外的な場合は正当な理由のあるもので、注記・附属明細書にその旨を記載する。負の取得差額が正の取得差額を上回る場合、当該超過額は一定期間にわたりこれを成果に計上する。当該期間は取得時に採用した前提および設定した目標を反映しなければならない。」

すなわち、負の取得差額は正の取得差額と相殺処理するものとされる。負の取得差額が正の取得差額を上回る場合、当該超過額は一定期間にわたり利益に戻し入れる。

1990年代のフランスでは、負の取得差額の処理に関して様々な議論が展開されてきた。既述のとおり、国家会計審議会の1993年取得差額作業グループが非貨幣性資産から比例的に減額する方法を提案し、その後1994年の連結計算書類委員会は当該提案を支持する一方、国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」(1993年) が認める全額繰延収益計上というオプション的処理をも容認した。しかもその場合に、識別可能無形資産を認識・計上しているときには、収益への戻入れを行なわないという妥協案を採用した⁽³¹⁾。

非貨幣性資産から比例的に減額する場合、その評価が最も不確実な項目、特に一定の無形資産から行なうことができるかといった点が議論になったが、最終的に、連結計算書類委員会はこれを採用しなかった。

以上のような議論が展開されたにもかかわらず、上記1999年連結会計規則の処理は1986年連結会計規則の採用していた処理と実質的に同じものとなっている。

2) 2005年改訂における無形資産との相殺処理

さらに、2005年の改訂では、「取得時に、活発な市場を参考にして評価できなかった識別された無形資産は、負の取得差額を生み出すまたは増加させることになる場合には、貸借対照表に会計記入してはならない。場合により生ずる負の取得差額の超過額は一定期間にわたりこれを成果に計上する。当該期間は取得時に採用した前提および設定した目標を反映しなければならない。」との規定に改正され、当初の正の取得差額との相殺処理から、無形資産との相殺処理に変更されている。

当該処理は、上述の1994年の連結計算書類委員

会で議論された処理方法であり、結局、1990年代に展開された処理案に戻ったことになる。このように、負の取得差額の処理に係る議論は二転三転しており、資産性の点で不確実な要素の多い市場価値に基づかない無形資産の計上にこの処理を関与せよとの考え方に帰着している。

3) 自己資本計上処理

さらに、前述のとおり、1999年連結会計規則は、1990年代に見られた否定的な見解にもかかわらず、誠実な概観の提供という観点から、正・負の取得差額を例外的に自己資本から控除またはこれに加算することを容認している。この負の取得差額の例外的な自己資本計上容認は、正の取得差額の処理と同様、1986年連結会計規則の取扱いと同一である。

(3) 国際会計基準 (IAS/IFRS) との比較

1) 正の取得差額の処理

国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」(1993年改訂)によれば、「のれんは、その有効期間にわたって費用計上することにより償却されるべきである。のれんの償却に際しては、他の償却方法が適切であると認められる場合を除き、定額法が用いられるべきである。償却期間は5年を超えるべきではない。ただし、5年を超える期間が正当化されうるが、20年を超えるべきではない」として、原則5年以内・最大20年の定額法規則的償却を採用していた。

また、1998年改定では、原則20年以内とした上で、反証があればこれより長い期間も認められた。さらに、国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」(2004年)は、議論の末ののれんの規則的償却を廃止し、IAS 第36号「資産の減損」に従って毎年減損テストを実施することとなった。

第6図表 正の取得差額 (のれん) の処理

規則・基準	除去説		維持説
	規則的償却	自己資本控除	
1986年連結会計規則	○ (期間非明示)	○ (例外的処理)	×
1993年改訂 IAS 第22号	○ (5年・最大20年)	×	×
1998年改訂 IAS 第22号	○ (20年・20年超も容認)	×	×
1999年連結会計規則	○ (期間非明示)	○ (例外的処理)	×
2004年 IFRS 第3号	×	×	○ (減損テスト)
2005年改訂1999年連結会計規則	○ (期間非明示)	○ (例外的処理)	×

・2004年 IFRS 第3号「企業結合」, pars.54-55.

(筆者作成)

第6図表に示したように、取得差額の処理に関しては、維持説に転換した国際会計基準/国際財務報告基準と、除去説をなお維持するフランス会計規則との間に、大きな差異が生じている。また、フランスは、一貫して例外的ながら自己資本からの控除を容認しており、これも国際会計基準/国際財務報告基準との相違を大きくしている。

2) 負の取得差額の処理

国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合」(1993年改訂)によれば、負のれんは、これを取得された非貨幣性資産から比例的に減額し、残額がある場

合は「負ののれん」として5年以内の期間にわたり規則的に利益に戻入れる。5年を超える期間が正当化される場合には当該期間を採用できるが、20年を超えることはできない (par.49)。これが標準処理である。また、負ののれんをすべて繰延利益として処理する代替処理も容認された (par.51)。代替処理の繰延期間は標準処理の期間と同一である。

第7図表 負の取得差額 (のれん) の処理

規則・基準	正の取得差額との相殺・繰延利益処理	自己資本計上	非貨幣性資産から比例的減額・繰延利益処理	繰延利益処理
1986年連結会計規則	○ (期間非明示)	○ (例外的処理)	×	×
1993年改訂 IAS 第22号	×	×	○ (標準処理) (原則5年・最大20年)	○ (代替処理) (原則5年・最大20年)
1998年改訂 IAS 第22号	×	×	・非貨幣性資産の公正価値以内の部分は負ののれんとして当該資産の耐用年数にわたり定期的に利益計上 (負ののれんは資産の控除項目として表示) ・残額がある場合は即時利益計上	
1999年連結会計規則	○ (期間非明示)	○ (例外的処理)	×	
2004年 IFRS 第3号	×	×	識別可能資産・負債等の識別・測定および企業結合の取得原価の再検討・超過額の即時利益計上	
2005年改訂1999年連結会計規則	市場価値に基づかない無形資産との相殺・繰延利益処理 (期間非明示)	○ (例外的処理)	×	

・ 2004年 IFRS 第3号「企業結合」, par.56.

(筆者作成)

さらに、1998年改訂では当該処理を変更し、次の処理に一本化した。すなわち、買収計画に伴う将来の費用・損失の見込み額がある場合には、当該部分を負債に計上し、この金額以外の金額のうち、非貨幣性資産の公正価値以内の部分は負ののれんとして当該資産の耐用年数にわたり定期的に利益計上する (負ののれんは資産の控除項目として表示)。それでもなお残額がある場合は即時に期間利益として計上する (par.62)。

また、国際財務報告基準 (IFRS) 第3号「企業結合」(2004年) は、1998年改訂第22号をさらに変更し、「識別可能資産・負債および偶発負債の識別と測定、および企業結合の取得原価の測定を再度見直さなければならない。そのような再度の見直しの後に残った超過額は、損益として直ちに認識しなければならない」(par.56) とした。

このように国際会計基準 (IAS/IFRS) はその処理を大きく変更してきたが、第7図表に示すとおり、フランスの連結会計規則は、正の取得差額と相殺し、残額がある場合にはそれを一定期間繰延利益とする処理を長らく支持してきた。しかし、2005年改訂により、市場価値に基づかない計上無形資産との相殺処理に移行し、また、例外的処理

ながら自己資本への加算も一貫して容認しており、依然として国際会計基準/国際財務報告基準との間には大きな相違が見られている。

b. 資本連結における効用価値の決定および期末評価の特徴

① 1999年連結会計規則における効用価値の決定

(1) 1990年代の議論との対比

1999年連結会計規則は、経営に使う予定の財貨の効用価値に関して、個々の項目ごとに具体的な評価方法を提示している。最後にこの点を取り上げてみよう。

1999年連結会計規則パラグラフ21122「経営に使う予定の資産・負債の効用価値の決定」によれば、「要素ごとに取得日の効用価値を決定することが目的であるので、適用する方法は連結企業が連結貸借対照表で通常使用している評価方法とは異なりうる。例えば、退職給付契約を引当てることや、貨幣項目の流入価値を決定するために財務的現価法によることあるいはそれが獲得金額に対して重大な影響を及ぼすときから費用引当金を用

いることは適切な方法である」。

このように、連結親企業における会計実務のいかに関わらず、取得者の観点から取得原価の算定が行なわれる。そこで上記例に挙げられたように、親企業では退職給付契約に係る債務を計上していない場合でも、被取得企業の退職給付制度に基づいて潜在的債務が存在する場合には、これを計上しなければならない。

また、「効用価値の原則は帳簿価値が効用価値の代わりになりうることを禁ずるものではない」として、帳簿価額が効用価値の代わりとなりうることも認めている。帳簿価額の容認は、事実上、部分的ながら簡便法的処理を容認するものとなる。

さらに、同パラグラフは、資産・負債項目ごとに効用価値の具体的な評価方法を規定している。すなわち、

1) 無形固定資産

すべての識別可能な無形資産は、被連結企業の計算書類に計上されていないものも含めて、評価の対象となる。無形固定資産の効用価値は、類似の資産につき活発な市場が存在する時にはその市場価値に一致するものとされる。活発な市場とは、同質的な財が既知の価格で規則的に交換される市場である。活発な市場がない場合、当該業種における実務を参考に無形資産の効用価値を評価する。

さらに、特別な場合として、継続中のファイナンス・リース契約、継続中の研究・開発プロジェクトおよび組織費等の繰延無形資産を取り上げている。すなわち、

イ) 継続中のファイナンス・リース契約：被取得企業がファイナンス・リース契約を有し、連結企業がオン・バランスしないことを選択した場合には、リースの対象となる有形固定資産の価値と未経過リース料および買戻選択権の現在割引価値に相当する取得日時時点の残存債務との差額に等しい無形の権利額を計上しなければならない。なお、当該差額が負の場合、これを負債に計上する。

ロ) 継続中の研究・開発プロジェクト：識別可能かつ信頼できる形で評価できる継続中の研究・開発プロジェクトに対応する取得原価部分は、これを即時に費用計上する。例外的に、識別可能か

つ信頼できる形で評価でき、明確に個別化されかつ商業上の収益性の確かな機会を持つ進行中の応用研究・開発プロジェクトに対応する取得原価部分は、それが企業グループの採用する方法ならば、資産計上される。

ハ) 組織費または数期間配分費の性質を持つ無形資産：取得側企業は、被取得企業による計上の有無にかかわらず、その固有の意図に応じて組織費および数期間配分費の価値を評価する。ただし、対応する資産は、被取得企業が実際に負担したコストを超えることはできない。

以上の無形固定資産に関する取扱いは、1995年国家会計審議会（CNC）企業セクション報告の考え方と基本的に同じものである⁽³²⁾。ただし、ファイナンス・リース契約に係る無形要素の認識、研究開発プロジェクトおよび組織費・数期間配分費の取扱いは、1999年連結会計規則において新たに言及されたものである。

2) 有形固定資産

有形固定資産の効用価値は、一般的な財貨（特に土地と非工業用構築物）につき市場価値、経営活動に特有の財貨についてはその正味取替価値に一致するものとされる。後者の場合、連結企業が意図する利用を考慮して、既存の資産と同一のものまたは生産の維持が可能な同等の新品の価値を探し求め、当該価値から経過耐用年数に相当する減価償却累計額を控除して正味取替価値を計算する。当該正味取替価値が取得側企業にとって財貨の粗価値をなし、企業グループにおいて用いられている方法に従い、取得時後の減価償却計算の基礎となる。

この取扱いは、1993年国家会計審議会（CNC）連結計算書類委員会報告および1995年国家会計審議会企業セクション報告の考え方と基本的に同じものであるが、さらに土地等の一般的資産と企業特有の資産とを区別した点で特徴的である。

3) 資本参加有価証券およびその他の固定有価証券

取得した有価証券は連結企業にとっての効用に依じてこれを評価しなければならない。子会社・参加会社株式等は連結の対象となるが、それ以外の非連結有価証券はその市場価値で評価される。当該市場価値は、相場のある有価証券について、

一般に、取得日の取引所相場または一時的に強い変動を緩和するために十分長い期間にわたり確認された相場の加重平均に等しい。相場のない有価証券の効用価値は、比較可能な業種の企業において観察されるキャッシュ・フローまたは成果の倍数を参考にして、特に成長の見込みによりこれを決定できるものとされる。

この取扱いは、1993年国家会計審議会 (CNC) 連結計算書類委員会報告および1995年国家会計審議会企業セクション報告の考え方と基本的に同じものであるが、さらに相場の有無の観点から、具体的な評価方法を明らかにした点に特徴がある。

4) 棚卸資産および進行中の契約

棚卸資産の効用価値は、完成までに実施すべき生産活動および販売活動に係る正常差益だけが、取得棚卸資産から連結親企業により引き出される成果に貢献するものとする。すなわち、取得までに行なわれた生産活動等に係る差益は、取得棚卸資産の流入価値に含まれる。

まず、完成品は販売価格から販売努力に係る費用と差益を差し引いた金額でこれを評価する。差益は当該業種の売手側販売活動に係る正常差益である。回転の遅い在庫棚卸資産については、場合により金融費用を考慮する。生産途中の製品は、この金額からさらに完成までの追加的な生産費用とその生産活動に係る差益を減じたものに基づいてこれを評価する。

長期契約または進行中のサービス契約については、契約の進行状況に対応する差益を進行中の契約の流入原価に含める。原材料はその取替原価でこれを評価する。

以上の棚卸資産に関する取扱いは、1995年国家会計審議会 (CNC) 企業セクション報告の考え方と異なるものである。すなわち、同セクションでは、取得までに発生していると考えられる差益はこれを取得原価に含めなかった。企業の取得は将来の中長期的収益性を考慮して行なわれるものであり、次年度に棚卸資産の利益を実現するためではないとの考え方からであった。

しかし、1999年連結会計規則は「棚卸資産の効用価値は、完成までに実施すべき生産活動および販売活動に係る正常差益だけが、取得棚卸資産から連結親企業により引き出される成果に貢献する

ものとする」として、この考え方を採用しなかった。1999年連結会計規則の考え方は、1993年国家会計審議会 (CNC) 連結計算書類委員会報告の考え方と基本的に同じものであり、同委員会報告の考え方に戻っている。

5) 貸付金・借入金およびその他の債権・債務

その流入価値は、期限に受取るべき価額または支払うべき価額を、取得日の適切な金融市場で確認された利率で割引いた金額とする。ただし、この割引計算は、例えば貸付金または債権が支配取得日の市場の正常な条件に対応する利息を生まない場合に適用するものとされる。

この取扱いは、1993年国家会計審議会 (CNC) 連結計算書類委員会報告および1995年国家会計審議会企業セクション報告の考え方と基本的に同じものである。ただし、これら報告が重要性の考え方を採用していたのに対して、1999年連結会計規則はこれを採用せず、正常な利息を生まないものに限定するという形に変更している。

6) 一時所有有価証券

一時所有有価証券は、実現価値 (相場のある有価証券に関わる場合には取引所の相場) から譲渡に係る費用を控除した金額でこれを評価する。この取扱いは、1993年国家会計審議会 (CNC) 連結計算書類委員会報告および1995年国家会計審議会企業セクション報告と基本的に同じものである。

7) 従業員退職給付契約

従業員退職給付契約は、連結親企業がその連結計算書類において計上していない場合でも、取得時に、被取得企業の退職給付制度の財務状況に応じてこれを認識し、会計記入しなければならない。また、場合により事業のリストラ計画と緊密に結びついた受益者数を考慮して、連結企業に固有の保険数理的方法に従いこれを評価しなければならない。

退職給付に係る資産が隔離されている場合、当該資産は取得日の実現価値でこれを評価し、当該資産額が退職給付債務額を下回る場合には不足額につき引当金を設定する。当該資産が退職給付債務額を上回る場合、この超過額は、払戻しの形でまたは将来の掛金減額の形で企業がそれを回収できる範囲内で、これを資産に計上するものとする。

以上の従業員退職給付契約に係る取扱いは、1993年国家会計審議会（CNC）連結計算書類委員会報告および1995年国家会計審議会企業セクション報告と基本的に同じものである。すなわち、これら報告書では、連結親企業の実務のいかんにかかわらず、取得者の観点から従業員退職給付契約に係る潜在的債務を取得原価に含めるとしていた。

8) 危険・費用引当金

被取得企業の負債の評価は、取得日に認識されるすべてのリスクと費用を考慮するのが原則である。しかし、今後継続される事業活動に係る将来の営業損失に対する引当金は、進行中の契約に係る損失を除き、これを考慮しない。リストラ費用に対する引当金の計上は、次の2つの条件を厳格に充足する場合においてのみ可能である。すなわち、

イ) 事業再編成のプログラムが執行機関により明確に策定されており、その費用が十分詳細に見積もられている。

ロ) 取得日後に開始する事業年度の末までに、すなわち、識別可能な資産・負債の流入価値を正確な形で決定するために連結企業に与えられる期間の満了までに、これら計画とその影響が公に発表されている。

連結親企業に関わるこれらプログラムの一部につき、取得に起因する重複した能力の削減に対応する費用のみを考慮し、税金節約分を控除した金額で有価証券の取得原価に含める。つまり、リストラに係る直接的費用のみがリストラ費用引当金の対象となる。

このリストラ費用引当金に係る取扱いは、1995年国家会計審議会（CNC）企業セクション報告と異なるものである。すなわち、企業セクション報告は、被取得企業に係るリストラ計画が取得前から被取得企業内で策定されている場合または取得とは独立した動機を有する場合だけに引当計上を容認する「消極説」を採用していた⁽³³⁾。

これに対して、1999年連結会計規則は、上記の2つの条件を充足すればリストラ費用引当金の計上を認める条件付の「積極説」に転換した。

なお、被取得企業の連結貸借対照表計上の取得差額、営業権（第2111項に定める条件を満たさないもの）、債権（引当金含む）・債務につき繰延べた換算差額、設備助成金または投資助成金（償還可能性の高

い部分を除く）は、被取得企業の識別可能な資産・負債とみなされない。

以上をまとめたものが第8図表である。図表中の1999年連結会計規則の取扱いは、経営で使用する予定の財貨に係る評価方法だけを記載している。既述のとおり、経営で使用する予定のない財貨は、市場価値、市場がない場合には正味実現可能価値でこれを評価するものとされる。

第8図表に示すとおり、識別可能資産・負債の効用価値の決定に関して、1993年国家会計審議会（CNC）連結計算書類委員会報告および1995年国家会計審議会企業セクション報告と比較した場合、1999年連結会計規則の特徴として、両報告の考え方を踏襲してさらに具体化したもの、新たに言及したもの（ファイナンス・リース契約に係る無形の権利の認識、研究開発プロジェクトおよび繰延資産・数期間配分費）、また、考え方を変更したもの（棚卸資産の効用価値の捉え方の変更、重要性の考え方の不採用、リストラ費用引当金に係る消極説から条件付積極説への転換）を挙げることができる。

(2) 国際会計基準（IAS/IFRS）との比較

既述のとおり、1999年連結会計規則における流入価値の評価の考え方は、経営者の使用に係る意図を重視しており、国際会計基準の考え方に類似していた。また、個々の識別可能資産・負債の効用価値の決定についても、第9図表に示すとおり、極めて類似したものとなっている。

しかし、1998年改訂IAS第22号は、経営者の使用に係る意図に基づく評価の考え方を放棄し、公正価値の決定に係る指針に従うものとする（pars. 39-40）。これによれば、土地・建物は市場価値、工場設備は査定に基づく市場価値で評価される。また、無形資産の公正価値に関しては、IAS38号「無形資産」（1998年）と整合した取扱いとなり、1999年連結会計規則の取扱いと同じものとなった。

このように、個々の資産・負債について、1999年連結会計規則の流入価値および効用価値の決定と国際会計基準（IAS）における公正価値の決定は極めて類似しているが、依然として経営者の使用に係る意図を重視するフランスと、当該考え方を放棄した国際会計基準（IAS/IFRS）との間には、基本的な考え方に相違が見られる。

第8図表 1999年連結会計規則における効用価値の決定

-1993年連結計算書類委員会報告および1995年企業セクション報告との比較-

資産・負債項目	1993年連結計算書類委員会報告	1995年企業セクション報告	1999年連結会計規則 (経営で使う予定の財貨)
無形固定資産	当該業種の実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値	使用を予定：当該業種の実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値、市場価値、取替原価（譲渡予定のものは正味実現可能価値）	活発な市場がある場合は市場価値、活発な市場がない場合：実務を参考にして見積もられる効用価値
ファイナンス・リース契約	言及なし	言及なし	オフ・バランスを選択した場合、リース資産とリース負債の差額を無形の権利（または債務）として計上
研究開発プロジェクト	言及なし	言及なし	進行中の応用研究・開発プロジェクトで一定の条件を満たすものは資産計上
組織費・数期間配分費	言及なし	言及なし	被取得企業における支出額の範囲内で価値を評価
有形固定資産	使用を予定したものは取替原価から当該資産の目的を考慮して正常な減耗を減じた金額（譲渡を予定したものは正味実現可能価値）	使用を予定したものは取替原価から当該資産の目的を考慮して正常な減耗を減じた金額（譲渡を予定したものは正味実現可能価値）	一般的な財貨（土地と非工業用構築物）は市場価値、営業活動特有の財貨は正味取替価値
資本参加証券・その他の固定有価証券	当該業種の実務と一貫した規準に従い見積もられる効用価値	使用を予定したものは当該業種の実務と一貫した規準に従い取得者の観点から見積もられる効用価値（譲渡を予定したものは正味実現可能価値）	・非連結有価証券で相場のあるものは市場価値 ・非連結有価証券で相場のないものはキャッシュ・フローまたは成果の倍数を参考に成長の見込みにより効用価値を見積る
棚卸資産・進行中の契約	・製品：販売価格から見積販売費用・期間費用および正常利益を控除した金額 ・未完成工事：進行基準による契約金額から販売に係る見積費用・期間費用および工事活動に係る正常利益・販売活動に係る正常利益を控除した金額 ・商品・原材料：取替原価	取替原価（長期保有棚卸資産は金融費用を考慮）	・完成品：販売価格から販売費用・差益を控除した金額 ・仕掛品：この金額からさらに完成までの生産費用と追加的な生産者の差益を減じた金額 ・長期契約・進行中のサービス契約：進行状況に対応する差益を進行中の契約の流入原価に含めた金額 ・原材料：取替原価
貸付金・借入金およびその他の債権・債務	長期債権は割引現在価値（回収費用を控除、必要ある場合貸倒引当金繰入）	（重要性のあるすべての債権）割引現在価値（回収費用を控除、必要ある場合貸倒引当金繰入）が額面額と大きく異なるときに割引	市場の正常な条件に基づく利息を生まない場合、期日を受取るべき金額または支払うべき金額を取得日の適切な利率で割り引いた金額
経営債務・金融債務	長期経営債務・長期金融債務は割引計算（決済日と取引日の利率を考慮）	（重要性のあるすべてのもの）割引現在価値（回収費用を控除、必要ある場合貸倒引当金繰入）が額面額と大きく異なるときに割引	
一時所有有価証券	市場価値から売却費用を控除した金額	市場価値	実現価額（相場のある場合には取引所の相場）から譲渡費用を控除した金額
従業員に付与された長期便益に係る契約	契約に対応する潜在的負債は取得者の観点から計上義務付け	契約に対応する潜在的負債は取得者の観点から計上義務付け	制度の財務状況に応じて保険数理的方法に従い評価した金額の計上義務付け
引当金	取得側の方法に従い計算された割引現在価値（取得時点で既知の要素に応じて設定される最小限度の割引価値） リストラ引当金：継続審議	（重要性のある危険・費用引当金）取得側の方法に従い計算された割引現在価値 リストラ引当金の計上につき消極説の採用	リストラ費用の条件付計上承認・積極説の採用
設備助成金・投資助成金	価値ゼロ	価値ゼロ（返済を生ずる可能性のある場合は別）	償還可能性の高いものを除き識別可能でない

(筆者作成)

第9図表 1999年連結会計規則における効用価値の決定 -国際会計基準 (IAS) との比較-

資産・負債項目	1999年連結会計規則 (経営で使う予定の財貨)	IAS 第22号 (1993年改訂)
無形固定資産	活発な市場がある場合は市場価値、活発な市場がない場合：実務を参考にして見積もられる効用価値	見積価格 (特許権および使用許諾権等) 市場価値 (1998年改訂)
有形固定資産	一般的な財貨 (土地と非工業用構築物) は市場価値、営業活動特有の財貨は正味取替価値	(土地及び建物) 現在の使用目的での使用：当該使用目的での市場価値、異なる使用目的での使用：当該使用目的での市場価値 (工場設備) 通常使用：評価による市場価値、一時使用：取替原価と正味実現可能価値とのいずれか低い価額 市場価値 (1998年改訂)
資本参加証券・その他の固定有価証券	非連結有価証券で相場のあるもの：市場価値、非連結有価証券で相場のないもの：キャッシュ・フローまたは成果の倍数を参考に成長の見込みにより効用価値を見積る	・市場性のある有価証券：現在の市場価格 ・市場性のない有価証券：類似企業の類似株式の株価収益率、配当性向および見積成長率等の要因を考慮した見積価格
棚卸資産・進行中の契約	完成品：販売価格から販売費用・差益を控除した金額、仕掛品：この金額からさらに完成までの生産費用と追加的な生産者の差益を減じた金額、長期契約・進行中のサービス契約：進行状況に対応する差益を進行中の契約の流入原価に含めた金額、 原材料：取替原価	・製品・商品：販売価格から販売費用および販売努力に係る合理的利益を控除した金額 ・仕掛品：この金額からさらに完成までに要する費用と完成努力に係る合理的利益を控除した金額 ・原材料：現在の取替原価
貸付金・借入金およびその他の債権・債務	市場の正常な条件に基づく利息を生まない場合、期日に受取るべき金額または支払うべき金額を取得日の適切な利率で割り引いた金額	(債権) 回収予定額を適切な現行利率で割り引いた現在価値から回収不能見積額および回収費用見積額を控除した額。名目額と割引額との差額が重要でない場合、短期債権の割引は不要、(債務) 適切な現行利率で割り引いた返済額の現在価値
一時所有有価証券	実現価額 (相場のある場合には取引所の相場) から譲渡費用を控除した金額	市場性のある有価証券：現在の市場価格
従業員に付与された長期便益に係る契約	制度の財務状況に応じて保険数理的方法に従い評価した金額の計上義務付け	確定退職給付の保険数理上の現在価値から基金の公正価値を控除した金額
引当金	リストラ費用の条件付計上容認・積極説の採用	取得に関連する工場閉鎖費用：適切な利率で割り引いた支払額の現在価値

・IAS 第22号「企業結合」(1993年改訂), par.39.

(筆者作成)

② 取得後の毎期末における識別可能資産・負債の流入価値の再見積り

(1) 期末評価に係る一般原則としての再評価モデル

1999年連結会計規則パラグラフ21123「流入価

値の事後的把握」によれば、

「グループにより通常適用される会計規則に従い、毎年、再見積価値の評価を行なう。

第2110節に定める期間を越えて、第一回連結時に付与される価値に比較して認識される増価または減価、および引当金繰入または戻入は、取得差

額がそれに割当てられることなく、連結成果に貢献する。繰延税金資産が取引時に識別可能なものと見なされなかったことにより、第2110項に定める1年の期間を越えて実現する税金節約額についても同様である。しかし、第一回連結日に計上された危険引当金およびリストラ引当金で過剰であることが明らかとなったものは、取得差額を臨時的に償却する場合にのみ戻入れられる。その後の当該引当金の繰入はこの臨時償却を考慮する。

第一回連結時の誤謬（見積の変更の結果でない）のために正当な理由のないことが明らかとなった再見積価値は、これを訂正するとともに、取得差額を遡及的に修正しなければならない。

連結企業が退職給付に対して引当金を設定していない場合、またはファイナンス・リースを資産計上していない場合、取得時に識別される対応する資産および負債は、その利用に応じてこれを成果に戻入れる。

以上の規定は、当初の連結後、毎年度末に被連結企業の識別資産・負債の流入価値を再評価することを義務付けるものである。この点から、1999年連結会計規則はいわば「再評価モデル」を導入していることが明らかとなる。しかも、毎年度末の再評価から生ずる未実現の再評価差額（増価・減価）は、これを損益に計上するものとしている。期末評価に係る一般原則としての再評価モデルの導入は、1999年連結会計規則の極めて重要な特徴である。

(2) 国際会計基準 (IAS/IFRS) との比較

これに対して、国際会計基準 (IAS) は、識別可能資産・負債の公正価値の取得後毎期末における取扱いに関して、IAS 第22号「企業結合」に包括的な規定を設けておらず、個々の会計基準で個別に取り扱われている。例えば、IAS 第38号「無形固定資産」(2004年改訂) は原価モデルまたは再評価モデルの2つの方法を用意して、その選択を企業に委ねている (par.72)。有形固定資産についても同様のメニューが用意されている。

その結果、例えば固定資産の期末の再見積価値が当初の流入価値を下回る場合には、国際会計基準 (IAS) および1999年連結会計規則では、減損会計の適用等によりともに再見積価値の採用が強制

されるのに対して、期末の再見積価値が当初の流入価値を上回る場合には、国際会計基準 (IAS) では再評価モデルを選択すれば評価益の計上が可能となり、1999年連結会計規則では強制的に評価益の計上が行われることになる。

つまり、識別可能資産・負債の流入価値の取得後毎期末における取扱いに関して、国際会計基準 (IAS) は個別の任意のシステムとして再評価モデルを位置づけているのに対して、1999年連結会計規則は一般的・義務的システムとして再評価モデルを位置づけている。この点は、フランスの1999年連結会計規則の大きな特徴と見られる。

[未完]

[注記]

- (1) Conseil National de la Comptabilité (CNC), Avis n° 98-10 du 17 décembre 1998 relatif aux comptes consolidés, *Bulletin trimestriel*, 4^e trimestre, n° 117, 1998, pp.5-37.
- (2) Comité de la Réglementation Comptable (CRC), Règlement n° 99-02 du 29 avril 1999 relatif aux comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques.
- (3) Arrêté du 22 juin 1999, Annexe, Règles et methods relatives aux comptes consolidés.
- (4) Arrêté du 9 décembre 1986 complétant et modifiant le Plan Comptable Général.
- (5) 原則法処理および簡便法処理については、拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (15)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第1号 (2008年4月)、4頁を参照。
- (6) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (16)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第2号 (2008年7月)、14-16頁を参照。
- (7) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (17)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第4号 (2009年1月)、2, 7-8, 11-12頁を参照。
- (8) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (16)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第2号 (2008年7月)、10-11頁を参照。
- (9) 前出拙稿、10頁。
- (10) 前出拙稿、11頁。
- (11) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和 (17)」

- 法政大学経営学会『経営志林』第45巻第4号(2009年1月), 26頁を参照。
- (12) International Accounting Standard Committee (IASC), *International Accounting Standard (IAS) 22*, Business Combination (revised1993).
- (13) この点は, Mailliet-Baudrier, C., L Manh, A., *Les Normes comptables internationales IAS-IFRS*, 5^eédition, Édition Foucher 2007, p.79でも指摘されている。
- (14) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(17)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第4号(2009年1月), 28-29頁を参照。
- (15) IASB, *International Financial Reporting Standard (IFRS) 3*, Business Combination, 2004.
- (16) IASC, *International Accounting Standard (IAS) 38*, Intangible Assets (revised2004).
- (17) CNC, Avis n° 2005-10 afférant à l'actualisation du règlement n° 99-02 relatif aux comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques, *Bulletin trimestriel*, 4^etrimestre, n° 145, 2005, pp.24-35.
- (18) *Ibid*, p.25.
- (19) この経緯については, Mailliet-Baudrier, C., L Manh, A., *op. cit.*, p.280を参照,
- (20) CRC, *Plan Comptable Général 1999* (Règlement n° 99-03 du 29 avril 1999 du Comité de la Réglementation Comptable).
- (21) CRC, Règlement N° 2004-06 du 23 novembre 2004 relatif à la définition, la comptabilisation et l'évaluation des actifs. なお, 現在, プラン・コンタブル・ジェネラル(PCG)の最新版(仏語・英語)(2005年11月以降適用)が国家会計審議会ホームページ(www.cnc.minefi.gouv.fr)で公式に公表されている。
- (22) IASC, *International Accounting Standard (IAS) 38*, Intangible Assets, 1998.
- (23) CNC, *Bulletin trimestriel*, 4^etrimestre 1998, p.14.
- (24) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(16)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第2号(2008年7月), 13-20頁参照。なお, 本稿はこれまで「現在価値」と訳してきたが, これを「時価」にあらためたい。
- (25) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(16)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第2号(2008年7月), 17頁参照。
- (26) この経緯については, 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(16)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第2号(2008年7月), 14-19頁参照。
- (27) CRC, Règlement n° 2000-07 du 7 décembre 2000 du Comité de la réglementation comptable modifiant et complétant l'annexe au règlement n° 99-02 du 29 avril 1999 du Comité de la réglementation comptable relative aux comptes consolidés des sociétés commerciales et entreprises publiques (paragraphes 25 et 2801), CNC, *Bulletin trimestriel*, 4^etrimestre, n° 125, 2000, pp.57-59.
- (28) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(17)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第4号(2009年1月), 26頁を参照
- (29) 拙稿「フランス連結会計基準の国際的調和(16)」法政大学経営学会『経営志林』第45巻第2号(2008年7月), 4-7頁参照。
- (30) 前出拙稿, 6-7頁参照。
- (31) 前出拙稿, 18頁。
- (32) 国家会計審議会の1993年連結計算書類委員会報告および1995年企業セクション報告については, 前出拙稿, 16-21頁参照
- (33) 前出拙稿, 17-18頁, 20-21頁参照。